5 審査関係業務

(1) 公平審查関係業務等

職員が職務に専念し、適正かつ能率的な行政を行うためには、職員の身分が保障され、適正な勤務条件が確保されていなければならない。それが不十分であったり、あるいは侵害された場合、それを救済する手段として、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度があり、また、学校医等については「公務災害補償の実施に関する審査の請求」の制度が設けられている。

ア 勤務条件に関する措置の要求

地公法第8条第1項第9号、第46条及び第47条の規定に基づき、職員から給与、 勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを 審査し、判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については、 自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧 告等を行うものである。

令和4年度における措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員:一般行政職員、教育職員、警察職員、消防職員及び会計年度任用職員(特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く)

(単位:件)

令和3年 度末係属	新規受付		処	理件	数		令和4年 度末係属
件 数	件数	要求認容	棄却	却下	取下げ	計	件 数
1	4	0	3	1	0	4	1

イ 不利益処分についての審査請求

地公法第8条第1項第10号及び第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他 その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要 な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、 違法又は不当であればこれを取消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に 対し是正措置を指示するものである。

令和4年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員:前記アから条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員 (単位:件)

令和3年度末係属			処	理件	数		令和4年 度末係属
件 数	件 数	処分の取消 又は修正	棄却	却下	取下げ	計	件 数
5	3	0	3	2	1	6	2

ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第5条第1項の規定に基づき、補償の実施に関して異議のある者から審査の請求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、裁定を行うものである。

令和4年度においては、審査の請求はなかった。

(2) 苦情処理関係業務

地公法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に 関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその 他の必要な措置を行うものである。

令和4年度における苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員:前記(1)アと同じ。 (単位:件)

令和	新						相	Ē	炎	内		容					令和
AH 3	規	給	旅	勤	休	執	厚	服	転	任	人	セ	ハ又妊	パ	\)	そ	4
令和3年度末	受			務		務	生				事	ク	フな州	ワ	め		4年度末
	付			時		環	福				評	ハ	ズメント、出産が出産が出産が、	ハ	• 嫌 が	の	係
係属件	件	与	費	間	暇	境	利	務	任	用	価	ラ	がする見	ラ	からせ	他	属件
数	数												Ø 7€		10		数
0	22	1	1	0	0	0	0	1	1	3	1	1	1	7	4	1	

(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行う場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

令和4年度においては、意見照会はなかった。

(4) 職員団体関係業務

ア 職員団体の登録

職員団体の登録は、職員団体が地公法第52条及び第53条等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度であり、職員団体は、同法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録申請をすることができることとなっている。

令和4年度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名称	初	年度登録	法人格 令和 4 年度登録事項 の有無 変更内容 (変更年月日)				
名 称	番号	年月日					
沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	2	昭47.11.8	有				
沖縄県教職員組合	3	昭47.11.14	有				
沖縄県職員労働組合	4	昭48. 4.23	有	役員 (令4.4.13)			
沖縄県教職員組合那覇支部	6	昭51. 2.12	有				
沖縄学校事務労働組合	8	平5.6.29	有	役員 (令4.4.13)			
自治労連沖縄県職員労働組合	9	令3.5.18	有				

イ 法人格付与法に基づく規約の認証

地公法第53条の規定による登録の要件を備えていない職員団体等であっても、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号。以下「法人格付与法」という。)における所定の要件を備える場合には、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで、当委員会が規約の認証をした職員団体等はない。

ウ 管理職員等の範囲

職員が職員団体を組織する場合、地公法第52条第3項により次の職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、また管理職員等の範囲は管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)別表で定めている。

- (ア) 重要な行政上の決定を行う職員
- (4) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (ウ) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (エ) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員 団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのた めにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接 に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (オ) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

市町村(那覇市を除く)、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。) の公平委員会の事務について、地公法第7条第4項の規定に基づき、市町村等から事 務委託を受け、平成24年4月1日から当委員会が市町村等の公平委員会の事務を実施 している。

ア 受託団体

当委員会が公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、次の64団体である。 (令和5年3月31日現在)

市 (10市)	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市
町村 (11町19村)	本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村
一部事務組合 (22組合)	倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村 清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、沖縄県市町村総合事務組合、 島尻消防組合、東部消防組合、中城村北中城村清掃事務組合、中部衛 生施設組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区 行政事務組合、南部広域行政組合、中部広域市町村圏事務組合、八重 山広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町 村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、沖縄県離 島医療組合、那覇市・南風原町環境施設組合、那覇港管理組合
広域連合 (2連合)	沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

イ 受託業務

当委員会が受託している市町村等の公平委員会の事務は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、苦情処理などである。

(ア) 勤務条件に関する措置の要求

市町村等の職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基いて、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和4年度における市町村等の職員にかかる措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員:一般行政職員、教育職員、消防職員及び会計年度任用職員(特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く)

(単位:件)

	令和3年 新規受付 度末係属			処	理件	数		令和4年 度末係属
	度末係属件 数	件 数	要求認容	棄却	却下	取下げ	計	度末係属件 数
Ī	2	1	0	1	1	0	2	1

(イ) 不利益処分についての審査請求

市町村等の職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。令和4年度における市町村等の職員にかかる審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員:前記イ(ア)から条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員 (単位:件)

令和3年度末係属	新規受付		処	理件	数		令和4年 度末係属
度末係属件 数	件 数	処分取消 又は修正	棄却	却下	取下げ	計	度末係属 件 数
2	0	1	1	0	0	2	0

(ウ) 苦情処理関係業務

市町村等の職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和4年度における市町村等の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員:前記イ(ア)と同じ (単位:件)

会和	新						相	Ŕ	炎	内		容					令和
AH 3 左	規	給	旅	勤	休	執	厚	服	転	任	人	セ	ハ又妊	パ),	そ	4
令和3年度末	受			務		務	生				事	ク	フロ州 ス介、	ワ	め	D	4年度末
不係	付			時		環	福				評	ハ	メ護出ンに産	ハ	• 嫌 が	()	不係
属件	件	与	費	間	暇	境	利	務	任	用	価	ラ	ト関する別で	ラ	からせ	他	属件
数	数												<i>ᢒ ツ</i> ₺		.67		数
0	34	4	0	2	1	1	0	2	2	5	0	1	1	6	6	3	0

(工) 職員団体関係業務

a 職員団体の登録

市町村等の職員団体が法等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度である。

令和4年度末現在で登録されている市町村等の職員団体は、次のとおりである。

	₽ £	初年度	登録	法人格	令和4年度登録事項
	名称	番号	年月日	の有無	変更内容(変更年月日)
1	北谷町職員労働組合	市町村第1号	昭49. 2. 7	有	
2	金武町職員労働組合	市町村第2号	昭49. 3.13	無	
3	石垣市職員労働組合	市町村第3号	昭50.6.19	有	
4	竹富町職員組合	市町村第4号	昭53. 2.25	有	
5	沖縄市職員労働組合	市町村第5号	昭54.8.9	有	
6	宜野湾市職員労働組合	市町村第6号	昭56.6.5	有	
7	浦添市職員労働組合	市町村第7号	昭59. 1.19	有	
8	南城市職員労働組合	市町村第8号	昭61. 5.27	有	役員(令4.6.27)
9	名護市職員労働組合	市町村第9号	昭63. 3.25	有	
10	自治労石垣市職員労働組合	市町村第10号	昭63. 6. 7	有	
11	大宜味村職員労働組合	市町村第11号	平元. 6. 6	有	
12	宜野座村職員労働組合	市町村第12号	平4.2.7	有	
13	自治労うるま市職員労働組合	市町村第13号	平4.12.15	有	
14	南城市職員会	市町村第14号	平18. 7.11	有	
15	座間味村船員組合	市町村第15号	平19. 12. 17	無	
16	西原町職員労働組合	市町村第16号	平22. 3.16	無	
17	栗国村海上組合	市町村第17号	令3.4.19	無	

b 法人格付与法に基づく規約の認証

登録されていない職員団体等であっても、法人格付与法における所定の要件を備える場合は、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。 これまで、当委員会が規約の認証をした市町村等の職員団体等はない。

c 市町村等の管理職員等の範囲

市町村等の職員が職員団体を組織する場合、管理職員等(47ページ参照)と 管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされ ている。

市町村等の管理職員等の範囲は、沖縄県に公平委員会の事務を委託している 地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規 則第10号)別表で定めている。